

児童扶養手当のしおり

児童扶養手当制度

父母の離婚などにより、父又は母と生計を同じくしない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的とし、支給される手当です。

1 受給資格者

手当を受けることができる人は、次の①～⑨に当てはまる18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を扶養している父又は母、父母にかわってその児童を養育している人です。

なお、児童が、身体または精神に中程度以上の障害を有する場合は、児童が20歳に到達するその月まで手当を受けることができます。

- | | |
|-------|---|
| ①離婚 | 父母が離婚した後、父又は母と生計を同じくしていない児童 |
| ②死亡 | 父又は母が死亡した児童 |
| ③障がい | 父又は母が重度の障がい（障害年金の等級1級又は身体障害者手帳の1級及び2級程度がほぼ該当する。）にある児童 |
| ④生死不明 | 父又は母の生死が明らかでない児童 |
| ⑤遺棄 | 父又は母から引き続き1年以上遺棄されている児童 |
| ⑥DV | 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童 |
| ⑦拘禁 | 父又は母が引き続き1年以上拘禁されている児童 |
| ⑧未婚 | 母が婚姻によらないで生まれた児童 |
| ⑨不明 | 父母とも不明である児童 |

次のような場合は、手当を受けることができません。

- (1) 児童の住所が日本国内にないとき
- (2) 児童が児童入所施設又は里親に委託されているとき
- (3) 児童が父又は母の配偶者（内縁関係を含む）に養育されているとき（父又は母障害を除く）
- (4) 父母又は養育者の住所が日本国内にないとき

ご注意ください！公的年金と児童扶養手当

受給者本人や児童、配偶者が公的年金を受給している場合、年金額に応じて児童扶養手当額の全部または一部が支給停止になります。児童扶養手当受給中に公的年金を受給することになった場合、過払いとなった手当を返還していただくことがありますので、すみやかにこども政策課までご連絡ください。

2 認定請求に必要なもの

番号	必要書類	必要な方	備考
1	戸籍謄本の原本 ※戸籍謄本の取得がすぐにできない場合は、離婚届の受理証明書、調停調書の謄本等	請求者 児童	受給資格が離婚の場合、請求者の離婚日が記載されている戸籍謄本が必要です。
	《外国籍の父母の離婚の場合》 独身証明書、出生証明書、婚姻要件具備証明書等の領事館・大使館が発行した独身であることを証明するものの原本 ※独身証明書等は日本語の訳文が必要です。	請求者	児童の出生証明書や出生届の記載事項証明書も必要です。
2	年金手帳または基礎年金番号通知書の写し	請求者	公的年金を受給している場合は、年金証書など直近の年金額を証明するもの。 ※請求者以外が公的年金を受給している場合は、その方の分が必要です。
3	請求者名義の通帳またはキャッシュカードの写し	請求者	
4	本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等、写真付き身分証明書） 《外国籍の場合》 請求者・児童の在留カード	請求者 (児童)	左記の必要書類を提示できない場合は、次の書類のうち2点が必要です。 健康保険証、年金証書、年金手帳、特別児童扶養手当証書など
5	アパート・借家等の賃貸契約書の写し (契約書がない場合などは賃貸証明書) ※重要事項説明書での受付はできません	契約書・貸主・借主・連帯保証人（保証人なしの場合は不要）・アパート名・入居者・家賃が記載されたページのコピーが必要です。	
<p>その他：支給要件によって、追加で必要な書類を提出していただく場合があります。 詳しくは職員までお尋ねください。</p>			

◎注意事項

- ・原則として、前夫(前妻)が同住所地に居住していたり、住民票がある場合や、事実婚(※)の状態である場合等は受付できません。
※事実婚・・・受給者が異性（婚姻可能な者）と同居している場合、または同居がなくても、異性の頻繁な訪問があり、かつ定期的な生計費の援助を受けているとき
- ・児童扶養手当の認定を受けても、所得により手当が全額支給停止になる場合があります。
- ・対象者の受給資格要件が変更となった場合は、必ず届出が必要となります。

3 手当の支払

認定を受けると、認定請求をした日の属する月の翌月分から支給され、1月、3月、5月、7月、9月、11月の11日（11日が土・日曜日又は祝日の場合は前日）に、支払月の前月までの2か月分が、受給者の指定した金融機関の口座に振込まれます。

4 手当の額

手当月額		
対象児童	全部支給	一部支給（所得に応じて10円刻み）
1人目	45,500円	45,490円から10,740円
2人目以降（1人につき）	10,750円	10,740円から 5,380円

受給者の前年の所得により、翌年の10月までの手当額を決定します。具体的には次の算式により計算します。

1人目 : $45,490円 - (\text{受給者の所得額} - \text{所得制限限度額}) \times 0.025$

2人目以降 : $10,740円 - (\text{受給者の所得額} - \text{所得制限限度額}) \times 0.0038561$

※10円未満は四捨五入

5 手当の一部支給停止

手当の支給要件に該当した月の初日から7年を経過したとき、又は、支給開始月の初日から5年を経過したときは、手当の額が2分の1になります。

ただし、以下のような適用除外事由に該当した場合は、届出書等の提出により、一部支給停止されません。

【適用除外事由の例】

- ・受給者自身が働いている場合や求職活動をしている場合
- ・受給者が障害を有している場合や病気やケガで働くことができない場合
- ・受給者の親族が障害や病気などで、受給者が介護しなければならない場合

【適用除外の手続方法】

対象となる方には、「児童扶養手当の受給に関する重要なお知らせ」等を送付します。お知らせ通知をご覧いただき、必要な手続を行ってください。

6 手当の額が改定される場合

手当受給中に次にあげる事由が生じた場合は手当の額が改定されます。

(1) 対象児童が増えたとき

手当額改定請求書を提出することにより、請求の翌月から手当が増額されます。

(2) 対象児童が減ったとき

手当額改定届を提出することにより、事実が生じた日の翌月から手当が減額されます。

(3) 公的年金を受給することになった・公的年金の金額が改定されたとき

公的年金給付等受給状況届を、必ず提出してください。児童扶養手当を受給中に公的年金をさかのぼって受給することになった場合、過払いとなった児童扶養手当を返還していただくことがあります。

7 手当を受給している人の届け出

次のような届け出をしていただく必要があります。忘れずに届け出てください。

届け出がない場合、手当の支給を一時停止させていただきますので、あらかじめご了承ください。

現況届	児童扶養手当を継続して受給するには、毎年8月に現況届を提出し、支給要件の審査を受けます。この届がないと、11月分以降の手当を受けられません。 ※3年間届けをしないと、受給資格がなくなります。
受給資格喪失届	受給資格を喪失したとき ※5ページの8 受給資格がなくなる場合 に該当
受給者死亡届	受給者が死亡したとき ※法律上の届出義務者が提出
変更届	氏名・住所・支払金融機関などを変更するとき
証書亡失届兼再発行請求書	手当証書をなくしたり、破損したとき
公的年金給付等受給状況届	公的年金を受給することになったとき 公的年金の金額が改定されたとき

8 受給資格がなくなる場合

次のような場合は、受給資格がなくなりますので、すぐに届け出てください。

※受給資格がなくなったにもかかわらず受給された手当は、全額返還していただくこととなりますのでご注意ください。

- ①婚姻 受給資格者が婚姻したとき（ひとり親の場合）
- ②事実婚 受給者が異性（婚姻可能な者）と同居した場合、または同居がなくても、異性の頻繁な訪問があり、かつ定期的な生計費の援助を受けているとき
- ③遺棄解除 遺棄していた父（母）から連絡・訪問・送金があったとき
- ④出所 刑務所に拘禁されている父（母）が、出所したとき（仮出所も含みます）
- ⑤非監護 対象児童を監護、養育しなくなったとき（児童の施設入所、里親委託、婚姻を含む）
- ⑥死亡 受給資格者または対象児童が死亡したとき
- ⑦その他 認定時の支給要件に該当しなくなったとき

9 その他の手続き

該当する場合は、早急に申請してください。

◎ 児童手当

高校3年生まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方に支給されます。

両親が離婚協議中または離婚のため別居（世帯分離含む）しており、生計を同じくしていないときは、児童と同居している方が優先的に受給者となります。（単身赴任など生計が同じ場合は除く）

※状況により必要書類が異なります。詳しくは、こども政策課へお問い合わせください。

◎ 一人親家庭の医療費助成制度

児童扶養手当の資格がある人は、おおむね一人親家庭の医療費助成制度が対象になります。申請方法など詳しいことは、保険医療助成課 福祉医療費担当（市本庁舎1階5番窓口 TEL：059-229-3158）へ

問い合わせ先 津市健康福祉部 こども政策課 給付支援担当 TEL：059-229-3155
--

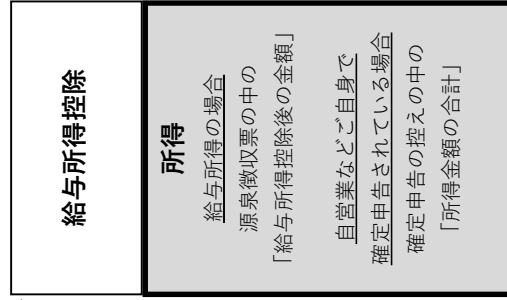
児童扶養手当 所得制限限度額表（令和6年11月～）

（単位：円）

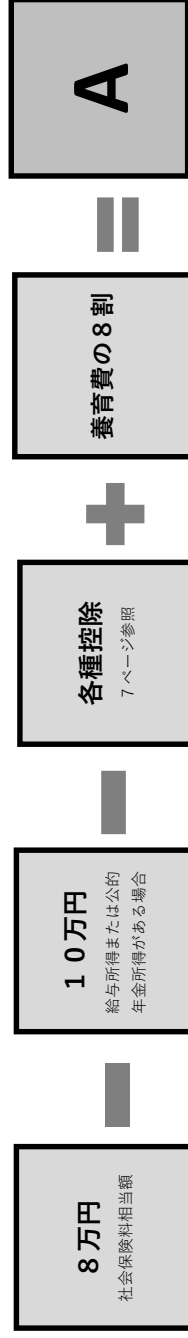
扶養親族等の数 ※2	受給資格者本人					
	全部支給		一部支給		扶養義務者 ※1 配偶者 孤児等の養育者	
	収入ベース	所得ベース(A)	収入ベース	所得ベース(A)	収入ベース	所得ベース(A)
0人	1,420,000	690,000	3,343,000	2,080,000	3,725,000	2,360,000
1人	1,900,000	1,070,000	3,850,000	2,460,000	4,200,000	2,740,000
2人	2,443,000	1,450,000	4,325,000	2,840,000	4,675,000	3,120,000
3人	2,986,000	1,830,000	4,800,000	3,220,000	5,150,000	3,500,000
4人	3,529,000	2,210,000	5,275,000	3,600,000	5,625,000	3,880,000
5人	4,013,000	2,590,000	5,750,000	3,980,000	6,100,000	4,260,000

※1 扶養義務者とは、民法第877条第1項に定める者（直系血族及び兄弟姉妹）です。

※2 所得申告で、扶養親族として申告されている16歳未満の方も扶養親族等の数に含まれます。



収入



※ R7.1.0月までの手当額はR5年中の所得、R7.1.1月からの手当はR6年中の所得により決定します

所得から差し引かれる諸控除

控除項目	控除額
老人扶養親族	100,000 円
老人控除対象配偶者	100,000 円
特定扶養親族及び控除対象扶養親族	150,000 円
特別障害者控除	400,000 円
障害者控除	270,000 円
勤労学生控除	270,000 円
寡婦（夫）控除	270,000 円
特別寡婦控除	350,000 円
雑損控除	控除相当額
医療費控除	
小規模企業共済等掛金控除	
配偶者特別控除	

※配偶者・扶養義務者に老人扶養親族がある場合、60,000 円が控除されます。（扶養親族が2人以上あり、うち老人扶養親族がある場合、老人1人につき60,000円）（扶養親族が老人扶養親族のみの場合は1人を除いた1人につき60,000円）

※「老人控除対象配偶者」・「特定扶養親族及び控除対象扶養親族」は、父、母又は養育者のみ適用されます。

※「控除対象扶養親族」とは、前年の12月31日時点で16歳以上19歳未満で一定の要件を満たした方をいいます。

※「寡婦（夫）控除」・「特別寡婦控除」は、養育者・扶養義務者・孤児等の養育者のみ適用されます。